

令和 6 年度

橋 本 市 予 算

和 歌 山 県 橋 本 市

目 次

1. 一般会計予算	1
2. 国民健康保険特別会計予算	8
3. 駐車場事業特別会計予算	11
4. 墓園事業特別会計予算	14
5. 介護保険特別会計予算	17
6. 後期高齢者医療特別会計予算	20
7. 工業団地造成事業特別会計予算	23
8. 水道事業会計予算	26
9. 下水道事業会計予算	28
10. 病院事業会計予算	30

一 般 会 計 予 算

令和 6 年度 橋本市一般会計予算

令和 6 年度橋本市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 29,709,839 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（地方債）

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

（一時借入金）

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000 千円と定める。

（歳出予算の流用）

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した一般職の報酬、給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 6 年 2 月 26 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算
歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		6,490,951
	1 市 民 税	2,669,026
	2 固 定 資 産 税	2,815,401
	3 軽 自 動 車 税	243,555
	4 市 た ば こ 税	384,809
	5 入 湯 税	264
	6 都 市 計 画 税	377,896
2 地 方 譲 与 税		252,207
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	53,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	166,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	33,207
3 利 子 割 交 付 金		4,400
	1 利 子 割 交 付 金	4,400
4 配 当 割 交 付 金		56,000
	1 配 当 割 交 付 金	56,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		29,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	29,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		75,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	75,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		1,443,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	1,443,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		23,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	23,000
9 自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付 金		34,000
	1 自 動 車 税 環 境 性 能 割 交 付 金	34,000
10 地 方 特 例 交 付 金		288,442
	1 地 方 特 例 交 付 金	288,442
11 地 方 交 付 税		8,900,000
	1 地 方 交 付 税	8,900,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		3,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	3,000
13 分 担 金 及 び 負 担 金		119,860
	1 分 担 金	2,754

(単位：千円)

款	項	金 額
	2 負 担 金	117,106
14 使 用 料 及 び 手 数 料		375,281
	1 使 用 料	266,239
	2 手 数 料	109,042
15 国 庫 支 出 金		3,697,398
	1 国 庫 負 担 金	2,524,345
	2 国 庫 補 助 金	1,148,030
	3 委 託 金	25,023
16 県 支 出 金		2,223,646
	1 県 負 担 金	1,379,629
	2 県 補 助 金	661,041
	3 委 託 金	182,976
17 財 産 収 入		18,199
	1 財 産 運 用 収 入	18,087
	2 財 産 売 払 収 入	112
18 寄 附 金		601,902
	1 寄 附 金	601,902
19 繰 入 金		2,690,685
	1 特 別 会 計 繰 入 金	19,969
	2 基 金 繰 入 金	2,670,716
20 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
21 諸 収 入		653,567
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	13,025
	2 市 預 金 利 子	66
	3 貸 付 金 元 利 収 入	5,914
	4 受 託 事 業 収 入	51,872
	5 雑 入	582,690
22 市 債		1,730,300
	1 市 債	1,730,300
歳 入 合 計		29,709,839

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		235,156
	1 議 会 費	235,156
2 総 務 費		3,173,443
	1 総 務 管 理 費	2,707,095
	2 人 権 対 策 費	15,432
	3 徴 税 費	263,394
	4 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	107,053
	5 選 挙 費	20,744
	6 統 計 調 査 費	19,603
	7 監 査 委 員 費	24,892
	8 市 民 会 館 費	15,230
3 民 生 費		12,188,290
	1 社 会 福 祉 費	6,261,614
	2 児 童 福 祉 費	5,171,654
	3 生 活 保 護 費	755,020
	4 災 害 救 助 費	2
4 衛 生 費		2,964,526
	1 保 健 衛 生 費	672,596
	2 清 掃 費	1,370,771
	3 上 水 道 整 備 費	18,147
	4 病 院 費	903,012
5 労 働 費		400
	1 労 働 諸 費	400
6 農 林 水 産 業 費		726,172
	1 農 業 費	650,717
	2 林 業 費	75,455
7 商 工 費		1,367,905
	1 商 工 費	1,367,905
8 土 木 費		1,968,953
	1 土 木 管 理 費	22,427
	2 道 路 橋 梁 費	562,224
	3 河 川 費	14,951
	4 都 市 計 画 費	1,009,323

(単位：千円)

款	項	金 額
	5 住 宅 費	360,028
9 消 防 費		1,270,428
	1 消 防 費	1,270,428
10 教 育 費		2,732,884
	1 教 育 総 務 費	545,057
	2 小 学 校 費	326,019
	3 中 学 校 費	173,702
	4 幼 稚 園 費	75,921
	5 社 会 教 育 費	747,493
	6 保 健 体 育 費	864,692
11 災 害 復 旧 費		10,403
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	10,402
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1
12 公 債 費		3,050,923
	1 公 債 費	3,050,923
13 諸 支 出 金		356
	1 土 地 開 発 基 金 費	356
14 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出	合 計	29,709,839

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
市 勢 要 覧 作 成 委 託	令和6年度～令和7年度	4,032千円
支 払 明 細 シ ス テ ム 利 用	令和7年度～令和10年度	3,144千円
公 用 車 リ ー ス	令和7年度～令和11年度	4,819千円
システム標準化・共通化対応システム借上	令和6年度～令和12年度	117,880千円
システム標準化・共通化対応委託	令和7年度	238,975千円
行 政 用 端 末 借 上	令和7年度～令和11年度	137,808千円
地 域 防 災 計 画 改 訂 等 委 託	令和7年度	11,302千円
固 定 資 産 評 価 支 援 シ ス テ ム 借 上	令和7年度～令和11年度	46,070千円
家 屋 評 価 シ ス テ ム 借 上	令和7年度	1,107千円
固 定 資 産 評 価 更 新 業 務 委 託	令和7年度～令和8年度	73,789千円
自 動 車 保 険	令和7年度～令和8年度	642千円
一 般 廃 棄 物 処 理 基 本 計 画 策 定 委 託	令和7年度	3,130千円
地 籍 調 査 シ ス テ ム 借 上	令和7年度～令和11年度	9,749千円
橋 本 北 消 防 署 増 築 工 事 監 理 委 託	令和7年度	671千円
消 防 団 納 庫 監 理 等 委 託	令和7年度	1,123千円
生 涯 学 習 推 進 計 画 策 定 委 託	令和7年度	4,620千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公 共 事 業 等	千円 74,800	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で 借り入れる公的資金につい て、利率の見直しを行った 後においては、当該見直し 後の利率。	借入先の融通条 件による。 ただし、市財政の 都合により据置期 間及び償還期限 を短縮もしくは繰 上償還又は低利 に借換えることが できる。
公 営 住 宅 建 設 事 業	83,400			
災 害 復 旧 事 業	3,800			
学校教育施設等整備事業	24,300			
一 般 廃 棄 物 処 理 事 業	16,000			
施 設 整 備 事 業	328,800			
地 域 活 性 化 事 業	15,500			
地 方 道 路 等 整 備 事 業	9,000			
緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業	317,600			
公共施設等適正管理推進事業	751,600			
緊急自然災害防止対策事業	10,500			
脱 炭 素 推 進 事 業	6,000			
市 町 村 振 興 資 金 貸 付	35,800			
上 水 道 整 備 事 業	3,200			
臨 時 財 政 対 策 債	50,000			
計	1,730,300			

国民健康保険特別会計予算

令和 6 年度 橋本市国民健康保険特別会計予算

令和 6 年度橋本市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,230,230 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000 千円と定める。

（歳出予算の流用）

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 6 年 2 月 26 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算
歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 険 税		1,481,818
	1 国 民 健 康 保 険 税	1,481,818
2 使 用 料 及 び 手 数 料		50
	1 手 数 料	50
3 県 支 出 金		5,192,186
	1 県 負 担 金 補 助 金	5,192,185
	2 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	1
4 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
5 繰 入 金		534,033
	1 一 般 会 計 繰 入 金	534,033
6 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
7 諸 収 入		22,141
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	13,302
	2 雑 入	8,839
歳 入 合 計		7,230,230

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		79,775
	1 総 務 管 理 費	73,534
	2 徴 税 費	6,012
	3 運 営 協 議 会 費	229
2 保 険 給 付 費		5,108,115
	1 療 養 諸 費	4,448,442
	2 高 額 療 養 費	637,083
	3 移 送 費	100
	4 出 産 育 児 諸 費	17,500
	5 葬 祭 諸 費	3,390
	6 高 額 介 護 合 算 療 養 費	1,100
	7 傷 病 手 当 金	500
3 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金		1,922,147
	1 医 療 給 付 費 分	1,365,811
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	424,461
	3 介 護 納 付 金 分	131,875
4 保 健 事 業 費		88,285
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	70,486
	2 保 健 事 業 費	17,799
5 基 金 積 立 金		16,834
	1 基 金 積 立 金	16,834
6 公 債 費		40
	1 公 債 費	40
7 諸 支 出 金		5,034
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	5,032
	2 繰 出 金	2
8 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		7,230,230

駐 車 場 事 業 特 別 会 計 予 算

令和 6 年度 橋本市駐車場事業特別会計予算

令和 6 年度橋本市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,935 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算
歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 使 用 料 及 び 手 数 料		1,933
	1 使 用 料	1,933
2 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		1,935

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金 額
1 駐 車 場 費		1,935
	1 駐 車 場 費	1,935
歳 出 合 計		1,935

墓 園 事 業 特 別 会 計 予 算

令和 6 年度 橋本市墓園事業特別会計予算

令和 6 年度橋本市の墓園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 28,774 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 使 用 料 及 び 手 数 料		12,788
	1 使 用 料	12,786
	2 手 数 料	2
2 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
3 繰 入 金		15,984
	1 基 金 繰 入 金	15,984
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		28,774

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 墓 園 事 業 費		27,774
	1 墓 園 事 業 費	27,774
2 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		28,774

介護保険特別会計予算

令和 6 年度 橋本市介護保険特別会計予算

令和 6 年度橋本市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,413,081 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第 2 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 6 年 2 月 26 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 保 険 料		1,385,229
	1 介 護 保 険 料	1,385,229
2 使 用 料 及 び 手 数 料		2,701
	1 使 用 料	2,700
	2 手 数 料	1
3 国 庫 支 出 金		1,398,809
	1 国 庫 負 担 金	1,048,707
	2 国 庫 補 助 金	350,102
4 支 払 基 金 交 付 金		1,658,152
	1 支 払 基 金 交 付 金	1,658,152
5 県 支 出 金		901,644
	1 県 負 担 金	866,496
	2 県 補 助 金	35,148
6 財 産 収 入		1
	1 財 産 運 用 収 入	1
7 繰 入 金		1,066,539
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,066,539
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 諸 収 入		5
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	2
	2 雑 入	3
歳 入 合 計		6,413,081

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		208,938
	1 総 務 管 理 費	90,129
	2 徴 収 費	2,690
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	116,119
2 保 険 給 付 費		5,894,093
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	5,262,400
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	236,700
	3 そ の 他 諸 費	7,043
	4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	150,200
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	30,150
	6 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	207,600
3 地 域 支 援 事 業 費		277,478
	1 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	220
	2 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	207,940
	3 一 般 介 護 予 防 事 業 費	35,103
	4 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	34,215
4 基 金 積 立 金		1
	1 基 金 積 立 金	1
5 諸 支 出 金		22,570
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	2,603
	2 繰 出 金	19,967
6 公 債 費		1
	1 公 債 費	1
7 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	6,413,081

後 期 高 齡 者 医 療 特 別 会 計 予 算

令和 6 年度 橋本市後期高齢者医療特別会計予算

令和 6 年度橋本市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,138,537 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 保 険 料		910,915
	1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	910,915
2 使 用 料 及 び 手 数 料		2
	1 手 数 料	2
3 繰 入 金		1,226,578
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,226,578
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		1,041
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	2
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	770
	3 雑 入	269
歳 入 合 計		2,138,537

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		34,323
	1 総 務 管 理 費	34,148
	2 徴 収 費	175
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,101,907
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,101,907
3 諸 支 出 金		771
	1 諸 支 出 金	770
	2 繰 出 金	1
4 保 健 事 業 費		536
	1 保 健 事 業 費	536
5 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	2,138,537

工業団地造成事業特別会計予算

令和 6 年度 橋本市工業団地造成事業特別会計予算

令和 6 年度橋本市の工業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 110,409 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 26 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		770
	1 国 庫 補 助 金	770
2 県 支 出 金		2,055
	1 県 補 助 金	2,055
3 繰 入 金		105,528
	1 基 金 繰 入 金	105,528
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		2,055
	1 雑 入	2,055
歳 入 合 計		110,409

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 工 業 団 地 造 成 事 業 費		91,975
	1 工 業 団 地 造 成 事 業 費	91,975
2 公 債 費		18,434
	1 公 債 費	18,434
歳 出	合 計	110,409

水道事業会計予算

令和6年度 橋本市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度橋本市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	27,239 戸
(2) 総 給 水 量	7,933,743 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	21,736 m ³
(4) 主 な 建 設 工 事	
(イ) 配水施設建設改良工事	129,238 千円
(ロ) 上水道拡張工事	495,800 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	1,853,867 千円
第1項 営業収益	1,450,370 千円
第2項 営業外収益	403,494 千円
第3項 特別利益	3 千円

支 出

第1款 水道事業費用	1,810,929 千円
第1項 営業費用	1,709,763 千円
第2項 営業外費用	95,299 千円
第3項 特別損失	867 千円
第4項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額665,616千円は現年度分損益勘定留保資金460,040千円、建設改良積立金205,576千円で補てんするものとする)。

収 入

第1款 資本的収入	266,908 千円
第1項 国庫支出金	33,738 千円
第2項 県支出金	10,000 千円
第3項 負担金	1 千円
第4項 繰入金	18,964 千円
第5項 出資金	3,902 千円
第6項 補償金	25,500 千円
第7項 受託金	1 千円
第8項 固定資産売却代金	2 千円
第9項 企業債	174,800 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	932,524 千円
第1項 建 設 改 良 費	171,339 千円
第2項 拡 張 費	583,349 千円
第3項 企業債償還金	173,928 千円
第4項 国庫補助金返還金	2,908 千円
第5項 予 備 費	1,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為のすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
場外系クラウドシステム利用サービス業務委託	令和6年度から 令和8年度まで	1,444千円
浄水場排水排泥設備等更新工事	令和6年度から 令和7年度まで	315,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
拡張工事費	174,800千円	証書借入	3.5% 以内	借入先の融通条件 による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る項間の流用。
- (2) 第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、第2項拡張費、第3項企業債償還金、第4項国庫補助金返還金に係る項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 185,232 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、56,318千円と定める。

令和6年2月26日 提 出

橋 本 市 長 平 木 哲 朗

下 水 道 事 業 会 計 予 算

令和6年度 橋本市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度橋本市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	11,210 戸
(2) 年 間 排 水 量	3,815,943 m ³
(3) 一 日 平 均 排 水 量	10,454 m ³
(4) 主 な 建 設 改 良 事 業	
(イ) 汚 水 管 渠 整 備 事 業	184,746 千円
(ロ) 雨 水 管 渠 整 備 事 業	45,181 千円
(ハ) 流 域 下 水 道 整 備 事 業	61,445 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下 水 道 事 業 収 益	1,897,497 千円
第1項 営 業 収 益	713,426 千円
第2項 営 業 外 収 益	1,184,065 千円
第3項 特 別 利 益	6 千円

支 出

第1款 下 水 道 事 業 費 用	1,886,115 千円
第1項 営 業 費 用	1,726,701 千円
第2項 営 業 外 費 用	153,122 千円
第3項 特 別 損 失	792 千円
第4項 予 備 費	5,500 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額527,344千円は過年度分損益勘定留保資金304,128千円及び当年度分損益勘定留保資金223,216千円で補てんするものとする)。

収 入

第1款 資 本 的 収 入	744,803 千円
第1項 国 庫 支 出 金	87,302 千円
第2項 分 担 金	2 千円
第3項 負 担 金	10,500 千円
第4項 他 会 計 補 助 金	1,540 千円
第5項 他 会 計 出 資 金	161,356 千円
第6項 固 定 資 産 売 却 代 金	2 千円
第7項 企 業 債	484,100 千円
第8項 基 金	1 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	1,272,147 千円
第1項 建 設 改 良 費	353,103 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	913,385 千円
第3項 基 金 積 立 金	4,159 千円
第4項 予 備 費	1,500 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間、限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
排水設備工事に係る利子補給	令和6年度～令和10年度	当該利子補給対象融資額に対する3%相当額利息
内水浸水想定区域図策定委託	令和6年度～令和7年度	36,608千円
公営企業会計システム保守委託	令和7年度～令和8年度	1,060千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	484,100千円	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内	借入先の融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る項間の流用。
- (2) 第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、第2項企業債償還金、第3項基金積立金に係る項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 81,396 千円

(他会計からの補助金)

第10条 他会計からの補助金の金額は、以下のとおりである。

- (1) 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、535,111千円である。
- (2) 工業団地造成事業の工事費等に充てるため、工業団地造成事業特別会計からこの会計へ補助を受ける金額は、20,184千円である。

令和6年2月26日 提出

橋本市長 平木哲朗

病 院 事 業 会 計 予 算

令和6年度 橋本市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度橋本市病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(病院)

(1) 病	床	数	300	床
(2) 年	間	患 者 数		
	入	院	87,600	人
	外	来	130,248	人
(3) 1 日	平 均	患 者 数		
	入	院	240	人
	外	来	536	人
(4) 主要な建設改良事業				
(イ) 医療機器等整備事業	事業費	71,496	千円	
(ロ) 建物附属設備整備事業	事業費	51,810	千円	

(訪問看護)

(1) 訪 問 看 護 事 業			
(イ) 月間利用者数	92.5	人	
(ロ) 月間利用回数	587	回	
(2) 居 宅 介 護 支 援 事 業			
(イ) 月間居宅サービス計画作成者数	41.7	人	

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	病院事業収益	7,797,292 千円
第1項	医 業 収 益	6,841,921 千円
第2項	医 業 外 収 益	691,256 千円
第3項	訪問看護収益	73,489 千円
第4項	特 別 利 益	190,626 千円

支 出		
第1款	病院事業費用	8,416,727 千円
第1項	医 業 費 用	8,171,123 千円
第2項	医 業 外 費 用	151,678 千円
第3項	訪問看護費用	88,831 千円
第4項	特 別 損 失	4,095 千円
第5項	予 備 費	1,000 千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額506,631千円は過年度分損益勘定留保資金506,631千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資本的收入	450,470 千円
第1項	他会計負担金	330,020 千円
第2項	企 業 債	120,000 千円
第3項	投 資	450 千円

支 出		
第1款	資本的支出	957,101 千円
第1項	建 設 改 良 費	123,306 千円
第2項	投 資	15,987 千円
第3項	企業債償還金	817,808 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
レストラン運営業務委託	令和7年度から令和9年度まで	25,661千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法
病院事業	120,000千円	証書借入

利 率	償還の方法
3.5%以内	借入先の融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款病院事業費用のうち、第1項医業費用、第2項医業外費用、第3項訪問看護費用、第4項特別損失に係る項間の流用。
- (2) 第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、第2項投資、第3項企業債償還金に係る項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------------|--------------|
| (1) 職 員 給 与 費 | 4,460,841 千円 |
| (2) 交 際 費 | 3,030 千円 |

(他会計からの補助金)

第10条 病院事業運営のため一般会計及び国民健康保険特別会計からこの会計へ補助を受ける金額は151,919千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、763,743千円と定める。

令和6年2月26日 提出

橋本市長

平木 哲朗